

教員免許状課程(教育職員免許法 第6条別表第8)

教育職員免許法第6条別表第8(隣接校種免許状の取得)

幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許状をすでに所持し、最低3年以上、所持する教員免許状の学校の教員として在職年数のある方が、本学にて必要科目(単位)を修得することにより、所持する教員免許状に隣接する校種の教員免許状を取得する方法です。

〈参考〉

●教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

取得希望免許状 要件	幼稚園教諭 2種免許状		小学校教諭 2種免許状		中学校教諭 2種免許状		高等学校教諭 1種免許状
	幼稚園教諭	小学校教諭	幼稚園教諭	中学校教諭	小学校教諭	高等学校教諭	中学校教諭(2種を除く)
所有する免許状	小学校教諭	幼稚園教諭	幼稚園教諭	中学校教諭	小学校教諭	高等学校教諭	中学校教諭(2種を除く)
必要在職年数	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年
最低修得単位数	6単位	13単位	13単位	12単位	14単位	9単位	12単位

●教育職員免許法施行規則 第18条の2(抜粋)

教育職員免許法第6条別表第8に規定する単位の修得方法は、次の表に定めるところによる。

受けようとする 免許状の種類	有することを必要とする 学校の免許状	教科に関する 科目	最低修得単位数				教科又は教職に 関する科目
			教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び 進路指導等に関する科目	
			教育課程及び指導法に関する科目		各教科の指導法		
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状		10	1			2
	中学校教諭普通免許状		10			2	
中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	10	2			2	
	高等学校教諭普通免許状		2	1		2	4
高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)		2			2	8
幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状				6		

〈備考〉

1. 教科に関する科目の単位の修得方法は、第4条に定める修得方法の例にならうものとする。
2. 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち5以上の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。)についてそれぞれ2単位以上を、中学校教諭の2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
3. 教科又は教職に関する科目の修得方法は、第6条の2に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道(書写を中心とする。)について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史及び外国史並びに地理学(地誌を含む。)についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)及び地学実験(コンピュータ活用を含む。)のうち3以上の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。)及び栽培(実習を含む。)についてそれぞれ1単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状(2種免許状を除く。)を有する者が高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第5条の表第2欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第2欄に掲げる公民の教科に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第2欄に掲げる情報の教科に関する科目(情報社会及び情報倫理並びにコンピュータ及び情報処理(実習を含む。))を除く。)についてそれぞれ1単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第2欄に掲げる工業の教科に関する科目についてそれぞれ2単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学(製図を含む。)、保育学(実習及び家庭看護を含む。)並びに家庭電気・機械及び情報処理についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

●教育職員免許法施行規則 第18条の3 (抜粋)

中学校から高等学校	
有している中学校教諭の普通免許状(二種免許状を除く。)の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)	外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)
宗教	宗教

高等学校から中学校	
有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)	外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)
宗教	宗教

【開講科目一覧】

登録・履修することができる科目は、以下に掲載の通りです。

- 幼稚園…………… p.121
- 小学校…………… p.121
- 中学校・高等学校…………… pp.108~112

【履修科目について】

- ◆当該法令に定める必要在職年数ならびに具体的な修得科目(単位)数の確認については、勤務する学校所在地の都道府県教育委員会で必ず入学前に指導を受けてください。また履修指導を受ける際は、事前に教育委員会に必要書類を確認し、指示された書類を取り寄せ提示するとともに、**必ずこの冊子を持参**して、pp.108~112、121に掲載の自身の取得希望する教科の表を提示したうえで指導を受けてください。
- ◆教育職員免許法第6条別表8を根拠に、小学校、中学校または高等学校の各教員免許状の取得にあたり、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する科目第四欄「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の最低修得単位数は2単位ですが、本学では、「生徒指導・進路指導の研究」および「教育相談の研究」の2科目4単位を修得しなければ、教育職員免許法施行規則に定める当該系列の法定区分のすべてを満たすことにはなりません。

【教員免許状の授与申請について】

履修科目(単位)の指導を受けられた都道府県教育委員会に各自で申請(個人申請)をしてください。

【注意事項】

- ◆本学通信教育課程では、履修科目(単位)の確認・指導を行なうことはできません。
- ◆出願後、登録した履修科目を変更・追加することはできません。
- ◆在職年数については勤務する学校所在地の教育委員会に入学前に確認してください。
- ◆基礎となる教員免許状を取得した後に修得した単位が有効です。